

テーマ : 特定和解に基づく強制執行

認証ADRとは？

- (1) 認証ADRとは、民間紛争解決手続の実施者のうち、ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）6条に定める基準を満たして法務大臣から認証を受けた機関のことである。従って、認証ADRにおいては公正なあっせんを期待することができる。
- (2) しかし、ADRは、最終的に当事者間の和解によって紛争を解決するため、当該和解書には執行力は認められなかった。ただ、認証ADR及び弁護士会ADRなどこれに準じる機関において作成された和解書の履行を求めて訴訟提起した場合は、裁判所は、ほぼ当該和解書通りの請求を認める取扱いが一般的であった。

特定和解制度の導入

- ① この欠点を保管するため、今般「**特定和解**」制度が導入された。特定和解とは、認証ADRにおいて成立した和解で、民事執行をすることができる旨の合意（執行認諾約款）がされたものを言う（ADR法2条1項5号）。そして、これに合わせて、民事執行法22条に定める債務名義に「**確定した執行決定のある特定和解**」が加えられた。
- ② 特定和解に基づいて債務名義を取得するための手続としては、まず、当事者は、特定和解の内容が記載された書面（和解書）及び認証ADR手続実施者が作成した当該特定和解が認証ADRにおいて成立したことを証明する書面を添付して、執行決定の申立てを行うことになる（ADR法27条の2,2項）。そして、申立てを受けた裁判所は、同条11項1号～7号所定の事由がある場合以外は「執行決定をしなければならない。」とされているが（同条10項）、裁判所は執行決定にあたっては必ず審尋期日を指定する必要があり、執行決定がなされた場合、当事者は、告知を受けた日から2週間以内に即時抗告することができる、とされている（同条12項、13項）。
- ③ 但し、消費者と事業者との間で締結される契約に関する特定和解や、個別労働関係紛争に係る特定和解、家庭に関する紛争に係る特定和解などについては、ADR法27条の2の適用はない、とされている（同法27条の3）ので注意を要する。

実務上の留意点

今般のADR法、民事執行法の改正によって、認証ADRにおける和解の実効性が格段に高まったことは事実である。特に、金銭債務にかかる和解については、特定和解に基づく執行が可能となったことは有意義である。しかし、条件付き（引換給付）登記手続や、なす債務についての特定和解に基づく強制執行は、判決に比して容易ではないと思われるので、今般の改正によってどこまで認証ADRの利活用が促進されるか、注視を要する。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.121 は、「同性婚を認めないのは違憲か？」(25S45)の予定(2025/5 発行予定)としております。 以上